



下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

下呂市長 山内



令和8年下呂市告示第152号

## 下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における地域課題の解決を図る事業を行う団体に対して下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと納税型クラウドファンディング補助金」とは、事業認定を受けた団体が行う地域課題を解決する目的で行う事業に対し、下呂市ふるさと寄附条例（平成20年下呂市条例第39号）の規定による方法により、下呂市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、集まった寄附金から交付する補助金をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、市民が自主的な公益活動をしている団体（ただし、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体は除く。）又は自治会組織であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に市内において公益活動を行う団体であること。
- (2) 団体の設立目的、組織、運営に関する定款、規約、会則等を有していること。
- (3) 年間の活動計画を有し、団体の収支が明確であり、適切な会計処理が行われていること。新設団体にあつては、それが見込まれること。
- (4) 団体の活動が公序良俗に反していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、下呂市の地域課題解決を目的として実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の総合計画に掲げる施策と整合すること。
- (2) 補助対象経費が50万円以上であること。
- (3) 他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する場合
- (2) 単に物品販売や営利のみを目的とし、公益性を欠く事業である場合
- (3) 施設等の維持管理を主たる内容とする事業である場合
- (4) 先進地等視察及び各種会議又は大会への出席並びに交流にとどまる事業である場合
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業である場合
- (6) その他補助することが適当でないと認められる場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、当該事業に係る収入があるときは、その額を補助対象経費から除くものとする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 団体の管理運営に関する経費
- (2) 慰労又は親睦目的の経費
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する経費
- (4) その他市長が適切でないと認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額と次条に規定する認定を受けた事業に対し、寄附を受けたふるさと納税の額からクラウドファンディング等に係る必要経費に相当する額を控除した額と比較していずれか少ない方の額（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、ふるさと納税が集まらなかったとき又は集まったふるさと納税より必要経費が上回ったときは、補助金を交付しない。

(事業認定の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「認定申請者」という。）は、下呂市ふる

さと納税型クラウドファンディング補助金事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間までに提出し、ふるさと納税を募集する事業の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 目標金額未達成時の事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 団体調書（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）及び履行誓約書（様式第7号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の認定の可否を決定したときは、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業認定（不認定）通知書（様式第8号）により認定申請者に通知するものとする。

3 前項の認定を受けられるのは、同一事業につき2回までとする。

4 第2項の規定により、事業認定の決定の通知を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、事業認定の申請の内容を変更しようとするとき又は事業認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を中止しようとするときは、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業変更等承認申請書（様式第9号）に認定決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業変更等承認（不承認）通知書（様式第10号）により認定団体に通知する。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 認定団体がこの要綱の規定又は法令等に違反したとき。
- (2) 認定団体が偽りその他不正の行為により事業認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が事業認定を適当でないとしたとき。

7 市長は、前項の規定により事業認定を取り消すときは、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業認定取消通知書（様式第11号）により認定団体に通知する。

（ふるさと納税の募集等）

第8条 市長は、前条第2項の規定により事業認定したときは、認定事業に対する支援を目的

としたふるさと納税の募集を行う。

- 2 前項の場合において、市長は、市のホームページ等によりふるさと納税の募集を周知するものとする。
- 3 市長は、第1項の募集の期間が終了したときは、速やかに寄附金額を認定団体に通知するものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、募集したふるさと納税を下呂市基金条例（平成16年条例第56号）第3条に規定する下呂市ふるさと応援基金に積立てることができる。
  - (1) 補助金の交付後、残金が生じた場合
  - (2) 第13条の規定により補助金が返還された場合
  - (3) その他市長が必要と認める場合  
(返礼品の贈呈)

第9条 市長は、前条第1項の募集に係るふるさと納税を収納した場合は、返礼品を贈呈しない。

- 2 認定団体は、前条第1項の募集に係るふるさと納税の寄附をした者（市外に住所を有する者に限る。以下「寄附者」という。）に対し、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）第5条の規定に準ずることを総務省が確認した返礼品を贈呈することができる。
- 3 前項の返礼品は、総務省告示第5条の規定を遵守したものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) プリペイドカード、商品券、電子マネーその他金銭に相当するものとして市長が認めるもの
  - (2) 電化製品、家具、貴金属その他資産価値の高いものとして市長が認めるもの
- 4 第2項の返礼品の限度額は、寄附者が寄附したふるさと納税の額の30パーセントに相当する額（当該返礼品に係る消費税及び地方消費税並びに梱包料その他の必要経費を含み、送料を除く。）とする。
- 5 第2項の返礼品及びその贈呈に係る費用は、認定団体が負担するものとし、第5条の規定にかかわらず交付対象経費としない。
- 6 認定団体は、市長が前条第1項の募集（ふるさと納税の寄附をした場合に第2項の返礼品を贈呈することとしているものに限る。）に係るふるさと納税を収納した後に第7条の規定

による認定事業の中止の承認又は事業認定の取消しを受けたときは、自己の負担及び責任において返礼品を贈呈しなければならない。

(交付申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする認定団体（以下「交付申請者」という。）は、別に定める期日までに下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付決定通知書（様式第13号）により交付申請者に通知する。

3 前項の規定にかかわらず、交付申請者は、事業の性質上又はやむを得ない事由があるときは、交付申請前の事業着手又は規則第4条の2の規定に基づく交付決定前の事業着手をすることができる。

4 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた認定団体（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は認定事業を中止しようとするときは、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請変更等承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（様式第15号）により交付決定者に通知する。

6 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、認定事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は事業完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業実績報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績がわかる資料
- (2) 収支決算書（様式第17号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金額確定通知書（様式第18号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付決定後に補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金精算（概算）払請求書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、第12条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせることができる。

（状況報告等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、補助事業の遂行状況及び会計の状況に関し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第16条 交付決定者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（活動状況等の周知）

第17条 交付決定者は、自らのホームページ、会報等において補助金の交付を受けていること及び認定事業に係る活動状況、決算状況、その成果等を広く周知するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

年 月 日

下呂市長 様

所在地

名称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業認定申請書

ふるさと納税を募集する事業の認定を受けたいので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

事業の名称	
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日
返礼品の有無	有 無
目標金額	円

○添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 目標金額未達時の事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体調書
- (5) 誓約書
- (6) 履行誓約書
- (7) 団体の定款、規約その他これに類するもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業の名称		
事業の目的		
事業内容		
事業計画	年 月	内 容
見込まれる 効果		

様式第3号 (第7条関係)

目標金額未達成時の事業計画書

寄附金額	変更後の事業内容
円	
円	
円	

様式第4号（第7条関係）

収支予算書

【収入の部】

区分	予算額	適用
市補助金		
合計		

【支出の部】

区分	予算額	適用	
		うち補助金充当額	
合計			

※いずれも円単位で記入すること。

※備品の購入にあつては、見積書を添付すること。

※適用欄には商品名等具体的な支出の内容を記載すること。

様式第5号（第7条関係）

団体調書

団体名		
所在地		
代表者氏名		
設立（活動開始）時期	年 月 （法人設立 年 月）	
会員数	個人： 人（うち下呂市民 人）	団体： 団体
団体の目的	※規約等に記載されている内容を記載	
団体の主な活動内容		
担当者連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	e-mail	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の組織、運営に関する定款（規約、会則等）</li> <li>・ 役員・会員名簿</li> <li>・ 直近1年間の事業報告書、収支予算書・決算書</li> </ul>	

様式第6号（第7条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金業務において下記の事項の確認を必要とする場合には、下呂市が自己又は自団体に関し岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。また、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金の交付対象となる団体の要件を確認するために市の職員が、市税、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 法令違反、公序良俗に反する活動をしていません。
- 2 活動の主な目的が、宗教的又は政治的なものではありません。
- 3 自己又は自団体が、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（下呂市市暴力団排除条例（平成24年条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
  - (2) 役員等が、暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している。
  - (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している。
  - (4) 役員等が、その属する団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用している。
  - (5) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
  - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している。

年 月 日

下呂市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

履行誓約書

私（申請団体）は、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

記

- 1 下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金に関する事業（以下「本事業」という。）の実施で得た個人情報、本事業以外の目的に利用しません。
- 2 下呂市が要綱に規定する事項の調査に関し、必要に応じて、官公署等への照会及び立入り等を伴う実地調査を行うことに同意します。
- 3 ふるさと納税の寄附をした者に対して贈呈の約束をした返礼品は、本事業が変更、中止、取消し等により実施されない場合であっても必ず贈呈します。
- 4 万一、クラウドファンディング型ふるさと納税サイトに掲載する内容及び返礼品の贈呈に係る紛争その他トラブルが発生した場合は、私（申請団体）が責任をもって解決し、貴市に一切迷惑をかけません。

年 月 日

下呂市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

様

下呂市長



下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと納税を募集する事業の認定について、  
下記のとおり決定しましたので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交  
付要綱第7条第2項の規定により通知します。

事業の認否	認定	不認定
事業の名称		
事業実施予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
返礼品の有無		
目標金額		円
不認定の理由		
備考		

年 月 日

下呂市長 様

所在地

団体名

代表者名

電話番号

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けたふるさと納税を募集する事業につきまして、申請の内容を変更（当該事業を中止）したいので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金要綱第7条第4項の規定により、認定決定通知書の写しを添付して申請します。

申請区分	変更	中止
事業の名称		
変更の内容		
変更（中止）の理由		

※変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

様式第10号（第7条関係）

所在地

団体名

代表者名

様

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと納税を募集する事業に係る申請の内容変更（当該事業の中止）につきましては、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんでしたので）、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金要綱第7条第5項の規定により通知します。

年 月 日

下呂市長

印

承認の条件・不承認の理由

様式第 11 号 (第 7 条関係)

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

様

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業認定取消通知書

次のとおり、 年 月 日付け 第 号によるふるさと納税を募集する事業の認定を取り消したので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金要綱第 7 条第 7 項の規定により通知します。

年 月 日

下呂市長

印

事業の名称	
取消しの理由	

年 月 日

下呂市長 様

所在地

名称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請書

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金の交付を受けたいので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

交付申請年度	年度
交付申請額	円
事業の名称	
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日

○添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

下呂市長



下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金の交付については、次のとおり決定したので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

交付決定年度	年度
事業の名称	
交付決定額	円

年 月 日

下呂市長 様

所在地

名称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付で交付決定を受けた下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金について、下記のとおり (変更・中止) したいので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により申請します。

事業の名称	
変更の内容	
(変更・中止) の理由	

※変更の場合は変更内容がわかる資料を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

下呂市長 印

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金の（事業内容の変更・認定事業の中止）について（承認した・承認できません）ので、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により通知します。

事業の名称	
不承認の理由	

年 月 日

下呂市長 様

所在地

名称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金に係る認定事業が完了したため、下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

事業の名称	
事業実施期間	事業着手日 年 月 日 事業完了日 年 月 日
事業実施の効果	

※事業実施の状況がわかる写真その他の資料を添付してください。

様式第17号 (第11条関係)

収支決算書

【収入の部】

区分	予算額	決算額	適用
市補助金			
合 計			

【支出の部】

区分	予算額		決算額		適用
		うち補助金 充当額		うち補助金 充当額	
合 計					

※いずれも円単位で記入すること。

※備品の購入にあつては、見積書を添付すること。

※適用欄には商品名等具体的な支出の内容を記載すること。

様式第18号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

下呂市長 印

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金額確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付額については、次のとおり確定したので下呂市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 事業名	
3 補助金等の 交付確定額	円
4 交付条件	(1) この補助金等は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。 (3) 下呂市補助金等交付規則及び下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。

下呂市長 様

所在地

名称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金精算 (概算) 払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、

次のとおり下呂市ふるさと納税型クラウドファンディング補助金交付要綱第13条及び下呂市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額 円

3 振込先

口座名義人	フリガナ									
	氏名									
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	店名		種別	口座番号						
銀行 金庫 農業協同組合 信用組合	本店 支店 支所 出張所		1普通 2当座							
ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号						
	1			0						

※番号は右づめで記入してください。